

資格を取って、 障害福祉の仕事へ

新しい一歩にも、次のステップにも

令和8年4月から
助成対象研修拡大

杉並区障害福祉サービス事業所等従事者養成研修課程受講料助成

杉並区では、障害福祉分野の人材確保・育成・定着のため、区内の障害福祉サービス事業所等で働く方を対象に、資格取得費用を助成します。

1 対象となる研修と助成額

対象となる研修は以下のとおり。研修受講費、テキスト代などの実際に支払った経費を助成します。ただし、助成対象研修1講座ごとに助成上限額があります。

●は令和8年4月1日から新規対象

| 対象となる研修 | 助成上限額 |
|--|-------|
| ○ 介護職員実務者研修 | 12万 |
| ○ 介護職員初任者研修 | 8万 |
| ● 居宅介護職員初任者研修 | |
| ● 障害者(児)移動支援従事者養成研修(全身性障害者/知的・精神障害者/視覚障害者) | 5万 |
| ● 障害者居宅介護従事者基礎研修課程 | |
| ● 生活援助従事者研修 | |
| ● 同行援護従事者養成研修(一般課程/応用課程) | |
| ● 重度訪問介護従事者養成研修(基礎課程/追加課程/統合課程/行動障害支援課程) | |
| ● 行動援護従事者養成研修 | |
| ● 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修/実践研修) | |

※「一人あたり」「一事業所あたり」の助成額の合計に、上限はありません。

2 助成の要件

次の要件をすべて満たした場合に、助成を受けられます。

- ① 研修課程を修了し、研修の実施機関から修了証明書の交付を受けた方
- ② 修了証明書に記載された修了日から3ヵ月以内に、区内の障害福祉サービス事業所等に職員として就労した方(修了日時点で、すでに就労している方も対象となります。)
- ③ 上記の事業所に、3ヵ月以上継続勤務している方(修了証明書に記載された修了日時点ですでに就労している方も、修了日以降3ヵ月以上の継続勤務が必要です。)
- ④ 申請期限は、上記③の要件を満たした日から、3ヵ月以内

※非常勤職員の場合は、3ヵ月以上就労していてかつ従事時間が通算して45時間を超えていること。障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所で就労している方は、勤務時間を合算できます。派遣職員は対象外です。

3 利用の流れ



4 申請方法

受講者個人で申請する方法と、受講料を負担した事業所等が申請する方法があります。申請期間に、次の書類を杉並区役所障害者施設支援課事業者支援係に持参または郵送で提出してください。

| 区分 | 申請者 | 必要書類 |
|-------------------|-------------|---|
| 受講者本人が受講料を負担した場合 | 受講者本人 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(本人用) ※障害福祉サービス事業所等に3か月以上継続している勤務証明書を含む ・研修課程の修了証明書の写し ※研修課程の実施機関が本人宛に交付したものに限る ・申請者本人が研修課程の受講料等を支払ったことを証明するものの写し ※領収書・払込受領証・振込明細書等の写し |
| 事業所・法人で受講料を負担した場合 | 事業所・法人等の代表者 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(事業所用) ・研修の実施機関が当該研修課程修了者に対して交付した、修了証明書の写し ・事業所等が研修課程修了者に代わり研修実施機関に受講料を支払ったことが分かることを証明するものの写し ・研修課程修了者が研修修了日以降、事業所に3か月以上勤務していることが確認できる書類 ・事業所等が受講料を立替払することに関する研修課程修了者からの同意書 |

※研修課程の受講料について、国や都などの他の助成制度を受けている場合は、対象となりません。
※申請から振り込みまで2か月程度かかります(書類の不備等によりさらに遅れる場合があります)。
※社会福祉法人からの申請の場合は、申請書類や必要書類が異なります。

詳しい情報や
申請書等のダウンロードは、
「の一まらいふ杉並」
のサイトで。



上記二次元コードから
アクセスできます。

5 問合せ先

杉並区障害者施設支援課 事業者支援係
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎03-5307-0377(直通)

対象となる講座一覧

令和8年4月1日現在

| 資格種別 | 概要 | 研修時間 | 資格種別 | 概要 | 研修時間 |
|--|---|------------------------|--|---|--|
| 介護職員 初任者研修 | 在宅・施設を問わず、介護職員として働くうえで基本となる知識・技術を習得するための研修で、旧ホームヘルパー2級に相当する介護の入門資格です。 | 130時間 | 障害者(児)移動 支援従業者養 成研修 ・全身性障害者 ・知的・精神障害者 ・視覚障害者 | 障害のある方の外出時に必要な移動の介護に関する知識と技術を身につける研修です。支援対象別に、「全身性障害者課程」、「知的・精神障害者課程」、「視覚障害者課程」の3課程があります。 | 20時間 程度 |
| 介護職員 実務者研修 | より質の高い介護サービスを提供するために、実践的な知識・技術の習得を目指す公的な研修です。国家資格である「介護福祉士」の受験要件として義務付けられています。 | 450時間 | ① 同行援護従 業者養成研 修(一般課程) ② // (応用課程) | 同行援護のヘルパーのための資格研修です。移動が困難な視覚障害者の外出をサポートするため、障害の理解をはじめ、視覚的情報提供や代筆・代読の技術、移動の援護などを習得します。基礎を学ぶ一般課程と、一般課程を修了した人が受講する応用課程があります。 | ① 28時間 ② 6時間 |
| 居宅介護職員 初任者研修 | 障害のある方の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や、調理・掃除などの生活援助を学ぶ研修で、介護職員初任者研修と異なり、障害者支援に特化した内容です。 | 130時間 | ① 重度訪問介 護従業者養 成研修(基礎 課程) ② // (追加課程) ③ // (統合課程) ④ // (行動障 害支援課程) | 重度訪問介護のヘルパーのための資格研修です。基礎的な介護技術をはじめ、重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術、外出時の介護技術などを習得します。基本を学ぶ「基礎課程」、基礎課程の上位の「追加課程」、基礎+追加をまとめて学ぶ「統合課程」、行動障害のある方の支援に必要な知識を学ぶ「行動障害支援課程」があります。 | ① 10時間 ② 10時間 ③ 20.5時間 ④ 12時間 |
| 障害者居宅介 護従業者基礎 研修課程 | 障害者の居宅支援に必要な、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うために必要な基礎的な知識・技術を学ぶ研修です。 | 50時間 | 行動援護従業者 養成研修 | 行動援護のヘルパーのための資格研修です。知的あるいは精神の障害によって行動が著しく困難な方が、危険を回避できるよう、必要な援護や移動中の介護を提供するための研修です。 | 24時間 |
| 生活援助 従事者研修 | 訪問介護の業務のうち、掃除・洗濯・調理などの「生活援助」に特化した知識・技術を学ぶ公的研修(2018年4月創設)で、短時間で取得可能ですが身体介護は学べません。 | 59時間 | | | |
| ① 強度行動障 害支援者養 成研修(基 礎研修) ② // (実践研修) | 行動障害の状態にある者(児)のうち、激しい自傷・他害等の行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」の状態にある方に、適切な支援を行う人材を育成する研修です。研修は「基礎研修」、「実践研修」の2段階で構成されます。 | ① 12時間 ② 12時間 | | | |

※研修時間は、法改正等で変更となったり、実施機関によっては追加演習等を行う場合があります。詳細は各機関の案内をご確認ください。